

報告事項 ウ

いじめ・不登校対策本部会議及び鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要
について

いじめ・不登校対策本部会議及び鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について別
紙のとおり報告します。

平成27年6月29日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

いじめ・不登校対策本部会議及び鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

平成27年6月29日
いじめ・不登校総合対策センター

1 第1回いじめ・不登校対策本部会議

平成25年度から、いじめの問題、不登校問題への対応・未然防止に向けた対策について、県教育委員会関係課等をあげて取り組むため「いじめ・不登校対策本部会議」を設置していますが、課題を早めに共有するために今年度も下記のとおり開催しました。

- 1 日時 平成27年5月27日（水）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 教育委員室
- 3 出席 教育長、教育次長、次長、関係課長8名、各教育局3名、他関係職員5名
- 4 主な内容

(1) 平成26年度いじめの状況と今後の取組について

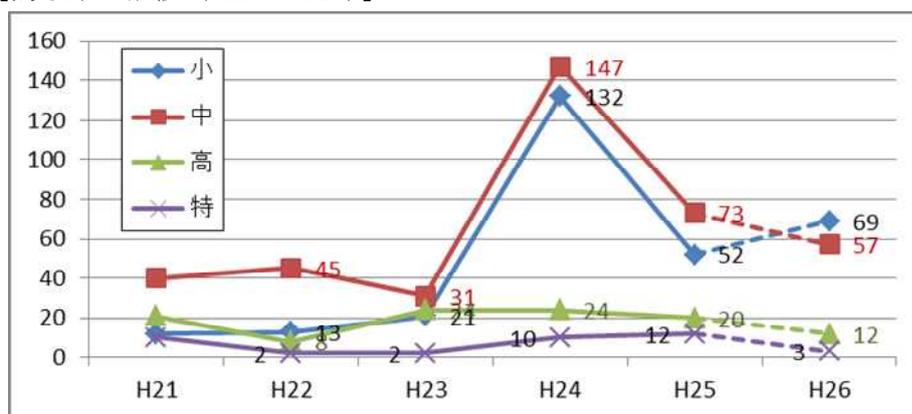
① いじめの状況について

◇平成26年度のいじめ認知件数は、小学校69件、中学校57件、高等学校12件、特別支援学校3件と、平成25年度から大きな変化はない。

【認知件数の推移】（H26は公立のみの速報値）

いじめ		H21	H22	H23	H24	H25	H26
鳥取県 (国公立)	小	12	13	21	132	52	69
	中	40	45	31	147	73	57
	高	21	8	24	24	20	12
	特	10	2	2	10	12	3
	計	83	68	78	313	157	141
	千人あたり	1.2	1.0	1.2	4.8	2.4	
全国 (国公立)	小	34,776	36,909	33,124	117,384	118,748	未集計
	中	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	
	高	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039	
	特	259	380	338	817	768	
	計	72,788	77,630	70,231	198,109	185,803	
	千人あたり	5.1	5.5	5.0	14.3	13.4	

【鳥取県の推移（H21～H26）】



② 主な意見と今後の対策について

- ・ 学校基本方針をすべての学校が策定し、校内組織を中心としていじめの早期発見、未然防止の取組が行われているため、いじめの早期発見認知件数に大きな変化はなかったと考えられる。
- ・ 学校のアンテナが高くなっている。いじめ防止強化月間等を設けていじめ問題の解決に向けた児童生徒の自主的な取組や市町村全体での取組も広がってきている。
- ・ 教師と子どもたちだけでなく、保護者や地域も巻き込んだ取組の推進を図っていく。
- ・ ネット使用の状況についてアンケート調査を実施予定。実態を把握し、対策を練っていく。

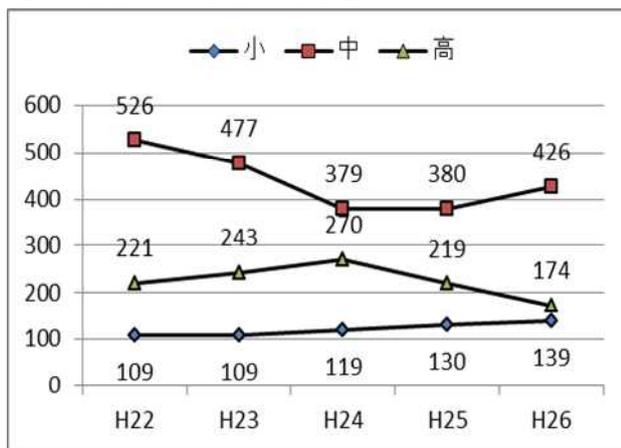
(2) 平成26年度不登校の状況と今後の取組について

① 不登校の状況について

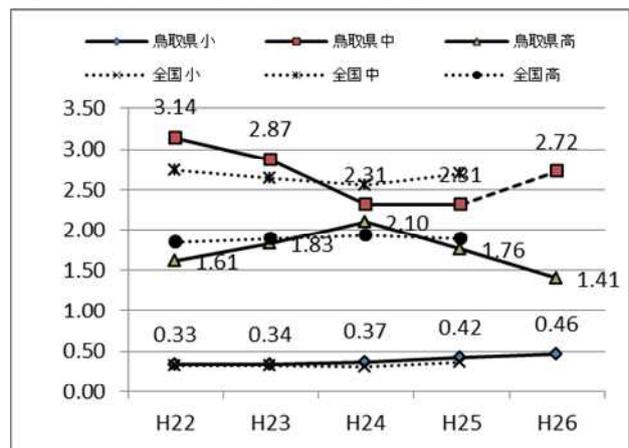
- ◇小学校 139人（私立国立を除いた暫定値）平成25年度と比べ9人増加
- ◇中学校 426人（ " " " 46人増加
- ◇高等学校 174人（ " " " 45人減少

不登校		H21	H22	H23	H24	H25	H26
鳥取県	小	117	109	109	119	130	139
	中	490	526	477	379	380	426
	高	215	221	243	270	219	174

【不登校児童生徒数の推移】



【不登校児童生徒出現率の推移】



【学年別人数の推移】（公立のみ）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
H22	4	4	16	15	30	40	117	204	189	140	52	29
H23	1	5	9	24	23	47	95	175	200	150	64	29
H24	3	6	14	16	32	47	82	140	148	182	66	22
H25	8	5	10	34	32	40	100	134	138	86	72	61
H26	3	12	14	21	46	43	102	182	142	87	53	34

② 主な意見と今後の対策について

- ・昨年度は中学校2年生での増加が大きかった。無気力、遊び非行型の不登校も増加傾向。
- ・鳥取県は不登校の復帰率は高い。個別の復帰プランを立て、関わっていくことで成果が出ている学校やスクールカウンセラーの小学校活用によって成果が出ている学校がある。
- ・仲間づくり、人間関係づくりに力を入れ、小中連携のさらなる推進が必要。
- ・高校での減少の要因として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、定期的な情報交換、生徒面談等により生徒の悩みや不安を早期に発見できていることが考えられる。
- ・県としては、各学校のよい取組を周知していくことが必要。
- ・ネットに係る問題への対応として、教職員の指導力の強化の取組や保護者への啓発等について考えていく必要がある。
- ・昨年度に引き続きスクールソーシャルワーカー育成研修を行い、人材確保に努める。市町村が配置しているスクールソーシャルワーカーと連携を図るために県配置のスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザーとして活用することができないか検討を進める。

2 第1回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

いじめ防止対策推進法の趣旨にかんがみ、平成26年度からいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に係る機関及び団体の連携を図るため「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、今年度第1回協議会を下記のとおり開催しました。

1 日時 平成27年6月3日（水）午前10時から午前11時30分まで

2 場所 県立図書館

3 出席 教育長、教育次長他関係職員及び構成機関の代表者

機関・団体名		担当部署等	出席者
県の機関 (学校以外)	総務部人権局	人権・同和対策課	川本 晴彦
	地域振興部	教育・学術振興課	田中 博幸
	福祉保健部	福祉相談センター（児童相談所）	川口 栄
	教育委員会事務局	いじめ・不登校総合対策センター	音田 正顕
	警察本部	少年課	小川 栄一
市町村 (学校以外)	教育委員会	都市教育長会	福井伸一郎
		町村教育長会	土海 孝治
学校	県立学校	高等学校長協会	田中 宏
		特別支援学校長会	野坂 尚史 (欠)
	市町村立学校	小学校長会	富山 秀敏
	国立学校	中学校長会	木村 一也
	私立学校	私立中学高等学校長会	小山富見男
鳥取地方法務局		人権擁護課	山根 輝実
団体	鳥取県弁護士会		今田 慶太
	鳥取県医師会		長石 純一
	鳥取県臨床心理士会		小林 幹子
	P T A	P T A協議会 高等学校P T A連合会 特別支援学校P T A連合会	浅雄 淳子 水野 治郎 田中 弥生 (欠)

4 主な内容

(1) 各機関・団体の取組について情報交換

警察本部：いじめ問題への対応については学校の対応を尊重しながら、犯罪等に関わって要請があれば対応していく。

都市教育長会：担当課長が集まったの情報交換会や教育長が集まったの情報交換を行っている。SNSやラインなど大人が分からない世界の中でいじめが起きている。幼児虐待の事件を通して、少年から青年、成年になるプログラムが必要なのではないか。

町村教育長会：いじめ対応マニュアルを作成。いじめ問題に関しては、学校と保護者の信頼関係が大切。

鳥取地方法務局：面接、電話、メール等で人権相談を受け付けている。「こども人権110番」では今月7日間の人権強化週間を呼びかける。SOSミニレターという取組も実施。

小学校長会：いじめの早期発見と早期対応に重点を置いて取り組んでいる。学校基本方針の策定と対策委員会の設置は県内全ての小学校でできている。日頃から些細な変化を見て、気になる状態に気づいたときに組織として動けるようにしている。個別にゆっくり話ができるように、教師の心の余裕も必要。hyper-QU調査の活用も学級経営やいじめの未然防止に有効。

中学校長会：中学校も学校基本方針と対策委員会の設置は100%できている。未然防止を意識した取組として、授業の中で仲間づくり、生徒の自治力向上に取り組んでいる。また、生徒指導主事の横の連携を図る取組や、P T A・地域と連携した取組を進めている。

高等学校長協会：すべての県立高校が学校基本方針を策定している。課題のケータイ・スマホ対策では、生徒自身がルールづくりを行う等の能動的な活動が重要。特別支援教育と関連づけて対応することも求められる。

私立中学高等学校長会：入学前の合格者登校日に、県外講師を招聘して、スマホ使用に関する講演を行っている。私学同士の横の連携も図れている。

P T A協議会：昨年度、いじめ、携帯・インターネットに関するアンケートを実施した。その結果を今後返していく。夜9時以降は使用しないといった取組も今後広げていく予定。「こころのふるさとを育てよう」を合言葉に取組む。

高等学校P T A連合会：いじめ問題については、各学校で人権教育と関連させて実施している。

医師会：昨年度いじめに関するシンポジウムを行った。このような医療と教育、福祉との連携を図るような取組を継続する予定。

臨床心理士会：スクールカウンセラーとして各学校で活動している。「困ったら相談する」ということを子どもたちに伝えていきたい。スマホ等は禁止だけするのではなく、どうコミュニケーションをつくっていくのかも教える必要がある。

弁護士会：学校からの依頼によって人権の視点から出前授業を実施。相談窓口の常設化に向けて検討している。

教育・学術振興課：各私立学校の未然防止の取組に助成を行っている。各校の生徒指導部の先生方で先進校視察にも行った。

人権局：「いじめ人権相談」の相談件数は、一昨年度の97件から昨年は51件に減った。学校での早期発見、早期対応がなされた成果だと感じている。

児童相談所：子どもたちの人間関係が希薄になっている。相談できない子どもが増え、親が気づいてから相談に向かうケースが多い。

(2) 鳥取県のいじめの状況について説明

いじめ・不登校対策本部会議と同様に報告

(3) いじめ問題への取組について協議

- ・学校だけでなく地域においても大人と子どもとの信頼関係を構築することが重要である。そのために大人に余裕が必要だと感じる。
- ・26年度の成果は、「学校だけでなく、各機関や団体、地域、保護者のいじめに対する意識の向上が見られた」「いじめ問題に対する体制づくりが進んだ」「命に関わるようないじめは報告されなかった」、課題としては、「周りの子どもたちの意識をさらに高めていく」必要がある。
- ・次回の協議会ではテーマを設けて、部会ごとに協議する。事前に資料配布するなどして協議の内容を充実させる。